掲示期間　4.1-4.10

新潟市告示第225号

徴収事務の委託について

地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２４３条の２第１項の規定により、新潟市新津地域学園及び新潟市新津地区公民館使用料の徴収事務について、次のとおり委託したので、同条第２項の規定により、下記のとおり告示する。

令和６年４月１日

新潟市長　中原　八一

記

1　徴収事務受託者の名称及び主たる事務所の所在地

名　称　　公益社団法人新潟市シルバー人材センター

所在地　　新潟市中央区上所１丁目11番４号

2　徴収事務を行わせる歳入

新津地域学園使用料、秋葉区公民館使用料

3　指定公金事務取扱者として指定した日

令和６年４月１日

4　徴収事務を委託した日

令和６年４月１日

5　徴収事務を行わせる期間

令和６年４月１日から令和７年３月３１日まで